大津市屋外広告物 Q&A

令和7年11月 策定

都市計画課

目 次

【 屋外広告物の定義 】

Q1	屋外広告物とは何ですか	(P1)
Q2	「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことですか	(P1)
Q3	「屋外で」「公衆に」表示されるとはどういうことですか	(P1)
Q4	なぜ、私有の店舗や敷地に掲出する屋外広告物も規制するのですか	(P1)
	用語解説 】	
Q5	自家用広告物とはどのようなものですか	(P2)
Q6	非自家用広告物とはどのようなものですか	(P2)
Q7	管理用広告物とはどのようなものですか	(P2)
Q8	掲出物件とはどのようなものですか	(P2)
Q9	広告物の下地とはどのようなものですか	(P2)
Q10	案内図板とはどのようなものですか	(P3)
Q12	案内図板規制地域において、広告募集の意匠を表示する場合、案内表示を板面の 40%以上確保する必要がありますか。また、個数規制はありますか同一表示者が掲出する広告物とはどのようなものを指しますか許可申請の要否について 】	(P3) (P4)
Q13	許可申請が必要となる屋外広告物とはどのようなものですか	(P5)
Q14	許可申請の要否に係る自家用広告物の表示面積の合計に、同一敷地内に掲出されている	
	非自家用広告物や管理用広告物の面積を含める必要はありますか	(P5)
Q15	同一敷地の範囲を教えてください	(P5)
Q16	敷地が異なる規制地域にまたがる場合、許可申請の要否はどうなりますか	(P6)
Q17	異なる規制地域にまたがった敷地に、広告物を掲出する場合、個々の広告物の規制基準 はどうなりますか	(P6)
Q18	管理用広告物は許可申請が必要ですか	(P7)
Q19	野立広告物において、同じポールに自家用広告物と管理用広告物の2種類の広告物を掲出する場合、2種類とも許可申請が必要ですか	(P8)

Q20	野立広告物の表面が宣伝内容、裏面が注意喚起内容である場合、両面の許可申請が必要	
	ですか	(P8)
Q21	許可申請が不要となる屋外広告物はありますか	(P8)
Q22	適用除外となる屋外広告物の例を教えてください	(P8)
Q23	適用除外のうち、他の法令の規定により表示する屋外広告物とはどのようなものですか	(P9)
Q24	適用除外となる屋外広告物も基準を満たす必要がありますか	(P9)
Q25	公共的団体とはどのような団体を指しますか	(P10)
Q26	公共的団体が掲出する屋外広告物は全て適用除外となりますか	(P10)
Q27	自治会が、自治会の区域内で掲出する広告物は自家用広告物に該当し、適用除外となり	
	ますか	(P10)
Q28	テナントを退去することになり看板を白地にしましたが、今後は許可申請が不要ですか	(P11)
Q29	ガラス面の内側から外に向けて広告物を表示する場合、許可申請が必要ですか	(P11)
Q30	建築物の壁面に懸垂幕を取り付ける枠を固定し、掲出する広告物は壁面広告物に該当し	
	ますか	(P12)
Q31	懸垂幕は取り外しましたが、懸垂幕の取付器具が残っています。許可申請は必要ですか	(P12)
Q32	のぼり旗や立看板も許可申請が必要ですか	(P12)
Q33	絵画や写真、彫刻、立像、モニュメント等は屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか	(P12)
Q34	電飾スタンド看板等は屋外広告物のどの種類に該当しますか	(P13)
Q35	EV充電スタンドに関する表示は管理用広告物に該当し、許可申請は不要ですか	(P13)
Q36	ビルやマンション等の建物や施設の名称は管理用広告物に該当し、許可申請は不要ですか	(P13)
Q37	コーポレートカラーは屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか	(P13)
Q38	ネーミングライツにより公共施設に屋外広告物を掲出する場合、許可申請が必要ですか	(P13)
	自動販売機に商品名や企業名を表示する場合は許可申請が必要ですか	(P13)
Q39		
	ガソリンスタンドのキャノピーのように、屋根部の下に広告物を掲出する場合、許可	
Q40	申請が必要ですか	(P13)
Q40 Q41		(P14)

Q43 ホームセンター等の大型駐車場内に掲出する広告物や大型複合商業施設の店舗入口付近	.
(周辺道路から遠く離れた位置)に掲出する広告物は許可申請が必要ですか	(P14)
Q44 プロジェクターで壁面に投影されるものは屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか	(P14)
【 広告物の面積算定について 】	
Q45 屋上に広告物を掲出しました。該当する屋外広告物の種類と面積算定方法を教えてくだ	
さい	(P15)
Q46 建物壁面に広告物を掲出しました。面積算定方法と許可申請の要否を教えてください	(P16)
Q47 ガラス壁面にシートを貼付けた場合の許可申請の要否について教えてください	(P17)
Q48 表示可能な面積を算定する上での、同一壁面の考え方を教えてください	(P18)
Q49 野立広告物を掲出しました。面積算定方法を教えてください(パターン 1)	(P19)
Q5O 野立広告物を掲出しました。面積算定方法を教えてください(パターン 2)	(P20)
Q51 表示面が4面ある広告塔で、1面が建物壁面と隣接しており、表示内容が見えません。	
見えない面も面積算定に含まれますか	(P20)
Q52 立体的な広告物はどうやって面積算定したらいいですか	(P20)
【 その他事務手続き 】	
Q53 既存の広告物に加えて、新たに広告物を掲出する場合の許可期間はどうなりますか	(P21)
Q54 許可を受けた広告物のうち、1 つを変更したいです。どのような手続きが必要ですか。	
また、その場合の許可期間はどうなりますか。	(P21)
Q55 切り替えられる広告物(掲示板や価格表示板等)の中身を変更する場合、変更申請が	
必要ですか	(P21)
Q56 デジタルサイネージを表示しようと考えています。基準を教えてください	(P21)
Q57 屋外広告物の許可申請以外に必要な手続きはありますか	(P22)
Q58 市内に広告物を掲出する際、どの業者に依頼したら良いですか	(P22)

屋外広告物の定義

Q1 屋外広告物とは何ですか

答 屋外広告物とは、屋外広告物法第2条において「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と定義されています。

【具体例】

文字、商標、シンボルマーク、写真、絵画等のほか、企業等のコーポレートカラー等

Q2 「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことですか

答 工作物や建築物、敷地内に一定の期間継続して表示されるものを指します。そのため、街中で 配布されるビラやチラシ等は屋外広告物には該当しません。

お店の営業時間に掲出する立看板やのぼり旗、夜間のみお店のシャッター等に表示する広告物であっても、「一定の期間継続して」表示されているため、屋外広告物に該当します。

Q3 「屋外で」「公衆に」表示されるとはどういうことですか

答 「屋外で」とは、建築物等の外側で掲出されているものを指します。窓ガラスの内側に貼付けて あるものは屋外広告物に該当しません。

「公衆に」とは、不特定多数の公衆に対して表示されているものを指します。駅の改札内やお店の駐車場内など、専ら当該施設の利用者を対象とするものは、特定の利用者に対して表示するものであるため、屋外広告物に該当しません。ただし、お店の駐車場内等であっても周辺道路等の公共空間から容易に読み取ることができる位置や大きさの広告物は、不特定多数の公衆に対して表示しているものとみなすため、屋外広告物に該当します。

申請対象かどうか判断に迷う場合は、都市計画課まで事前にご相談ください。

Q4 なぜ、私有の店舗や敷地に掲出する屋外広告物も規制するのですか

答 屋外広告物は、宣伝や目印、サービス等、広く人々の生活に必要な情報を提供するだけでなく、 経済活動や文化活動等日常の様々な活動に欠くことのできないものです。また、建築物や緑地 と同様に、まちを彩る景観を構成する重要な要素でもあります。

そのため、無秩序に掲出されると、まちの景観を損なう恐れがあります。さらには、適正な設置 及び安全管理が行われないと、倒壊や落下等により、思わぬ事故が発生する恐れがあります。 以上のことから、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止の観点から法で屋 外広告物に係る規制の基準が定められており、本市の実態に応じて条例、規則及びガイドラインで本市に掲出される屋外広告物の規制の基準を定めております。

用語解説

Q5 自家用広告物とはどのようなものですか

答 自家用広告物とは、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場等の場所で、自己の氏名、名 称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物のことを指します。

Q6 非自家用広告物とはどのようなものですか

答 非自家用広告物は、自家用広告物以外の広告物のことを指します。 具体例としては、自己の敷地から離れた場所に掲出されている広告物や、自己が所有する又は 賃借する敷地であってもその敷地に実態のないものが表記されている広告物(当該敷地外で実

施している営業や事業等について表記されている広告物)は、非自家用広告物にあたります。

Q7 管理用広告物とはどのようなものですか

答 自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき掲出する自家用広告物を指します。

【管理用広告物の具体例】

「P」、「駐車場」、「車いす専用駐車場」、「IN」、「⇒」、「トイレ」、「一方通行」、「進入禁止」、「駐車禁止」、「ドライブスルー」、「利用にかかるお願い」、「禁煙」、「OO注意」、「お断り」、「約款」、「高さ制限」、「施設管理に限定される管理会社名」、「搬入口」、「PIT」、「整備室」「SERVICE」、「従業員専用入口」、「入口」、「管理に係る数字・記号・アルファベット」等

【管理用広告物とならない具体例】

「〇〇建設予定地」、「入居者募集」、「駅名」、「マンション名」、「施設名」等

Q8 掲出物件とはどのようなものですか

答 掲出物件とは、屋外広告物を表示するために設置されるもの(掲示板や懸垂幕の取付器具、広 告板、広告塔等)を指します。掲出物件に該当するものは、表示できる面積全てが規制対象とな ります。

Q9 広告物の下地とはどのようなものですか

答 下地とは、表示面に文字、記号、図等を表示しているものの背景のことをいいます。 なお、建物の地色は壁面広告物(切り文字広告等)の下地とみなしません。 また、文字の縁取り部分は下地ではありません。ただし、文字の縁取り部分が明らかに大きい 場合は下地とみなす場合があります。

【下地の規制基準】

下地の色は、黒(明度2.0未満)及び高彩度色(禁止地域、第1種地域にあっては彩度10、第2・第3種地域にあっては彩度12を超えるもの)を使用できません。 ただし、黒及び高彩度色を使用する場合は。黒及び高彩度色を使用した部分の合計面積が板面の20%以下である必要があります。

Q10 案内図板とはどのようなものですか

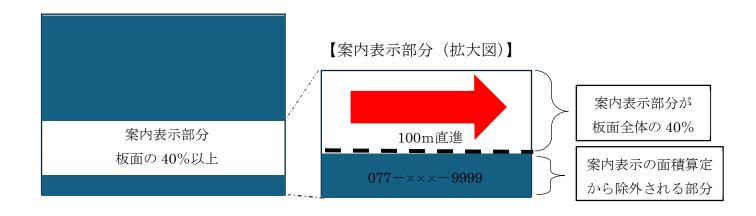
答 案内図板とは、店舗及び施設等への案内誘導を目的として、沿道に掲出される広告物のことをいいます。

案内図板規制地域においては、案内表示を板面の40%以上確保する必要があります。

案内表示に記載が認められる内容は以下のとおりです。

- 矢印または方向、方角を示す言葉(直進、右折、東西南北等)
- 店舗までの距離(Okm等)
- 所在位置を示す地図
- ・当該施設を示すもの(ここ、当店、☆や○等の図)
- ・駅名、道路等の名称、地名、町名(〇〇町〇丁目)※番地(〇〇番、〇〇号)は住所のため、不可
- 目印となる施設名(〇〇ショッピングモール1階、〇〇球場となり等)

案内表示部分に営業内容、商品名、店舗名、住所、電話番号等の記載は認められません。 もし、案内表示部分に記載が認められていないものを表記した際は、下地の色や線などで明確に 区分されている場合は、区分されている部分を案内表示の面積から除外します。 明確に区分されていない場合は、案内表示に記載が認められているものと認められていないもの の中間地点に架空の線を引き、案内表示の面積から除外します。



Q11 案内図板規制地域において、広告募集の意匠を表示する場合、案内表示を板面の 40%以上確保する必要がありますか。また、個数規制はありますか

答 広告募集は一時的なものであるため、広告募集の意匠が板面の 60%以内であれば案内表示を 板面の 40%以上確保する必要はありません。

ただし、広告募集の意匠が板面の 60%を超える場合は、意匠部分の 40%以上を案内表示としなければなりません。

なお、審査手数料は板面全体が対象となります。

また、個数規制についても、広告募集は一時的なものであるため、適用しません。

なお、相互間距離規制地域において、「広告募集」の意匠である野立広告物を新たに掲出することはできません。

Q12 同一表示者が掲出する広告物とはどのようなものを指しますか

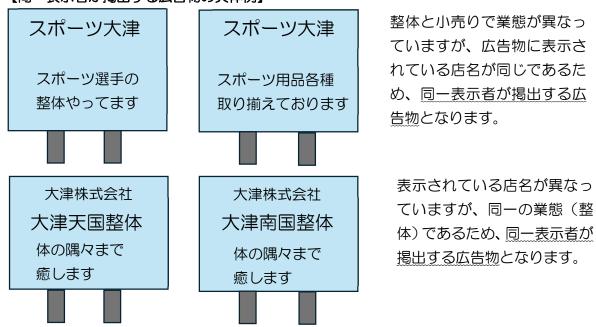
答 同一表示者が掲出する広告物とは、申請者(所有者)が同一ということではなく、掲出される広告物の広告主(スポンサー)が同一ものを指します。

「A社OO支店」、「A社AA支店」、「BコンビニOO店」、「BコンビニAA店」のように、支店名・店舗名が異なっていても、社名や店名が同じであるため、同一表示者が掲出する広告物として取扱います。

広告主は同一ですが、同一表示者が掲出する広告物とみなさないものとは、以下の項目全てに 該当するものを指します。

- ①広告主は同一であっても、業態の異なる店舗等を運営していること
- ②広告物に表示される店名等が異なること。

【同一表示者が掲出する広告物の具体例】



【同一表示者が掲出する広告物とみなさないものの具体例】



小売りと飲食で業態が異なっており、広告物に表示されている店名も異なっているため、同一表示者が掲出する広告物とみなさないものとなります。

許可申請の要否について

Q13 許可申請が必要となる屋外広告物とはどのようなものですか

答 屋外広告物を掲出する場合、同一敷地内における自家用広告物の表示面積の合計が、許可地域は 10 ㎡を超えるもの、禁止地域は 5 ㎡を超えるものは許可が必要です。

禁止地域にあっては、同一敷地内における自家用広告物の表示面積の合計を 15 ㎡以内に留める必要がありますので、ご注意ください。

なお、非自家用広告物は表示面積の大小に限らず、全て許可申請が必要です。

Q14 許可申請の要否に係る自家用広告物の表示面積の合計に、同一敷地内に掲出されている非自家 用広告物や管理用広告物の面積を含める必要はありますか

答
同一
敷地内における自家用広告物の表示面積の合計は、自家用広告物のみが対象です。

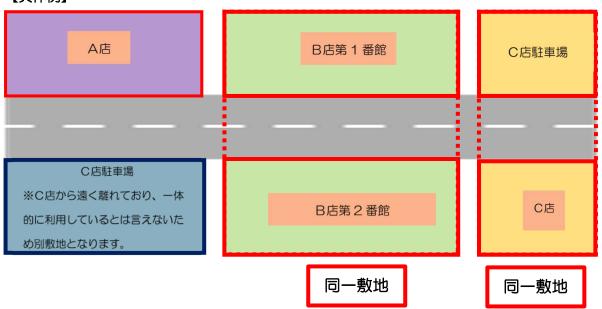
同一敷地内の非自家用広告物と管理用広告物の面積は、自家用広告物の表示面積の合計から除外します。

なお、非自家用広告物は表示面積の大小に限らず、全て許可申請が必要です。

Q15 同一敷地の範囲を教えてください

答 同一敷地の範囲は、一体的に利用していることが明らかな敷地を指します。 具体例としては、店舗の敷地とは別に、道路等を挟んだ向かいの敷地に店舗の駐車場を設けている場合等です。

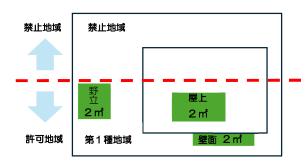
【具体例】



Q16 敷地が異なる規制地域にまたがる場合、許可申請の要否はどうなりますか

答 この場合の許可申請の要否については、規制が厳しい地域(禁止地域)の基準を適用します。 なお、禁止地域では表示面積の合計が5㎡を超える場合、許可申請が必要です。

【具体例】

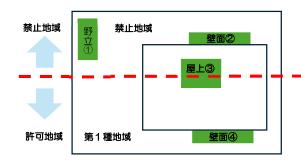


全ての広告物は許可地域上に掲出されていますが、敷地が禁止地域にまたがっており、同一敷地内で掲出する広告物の表示面積の合計が6㎡であることから、5㎡を超えているため許可申請が必要です。

Q17 異なる規制地域にまたがった敷地に、広告物を掲出する場合、個々の広告物の規制基準はどうなりますか

答 広告物の規制基準については、個々の広告物の掲出場所に準じます。 また、広告物を異なる規制地域にまたがって掲出する場合は、規制が厳しい地域の基準を適用 します。

【具体例】



野立①と壁面②は禁止地域に掲出しているため、禁止地域の基準を適用します。

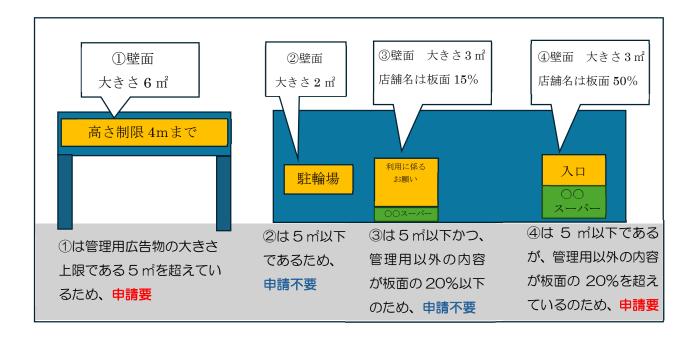
屋上③は異なる規制地域にまたがって掲出している ため、規制が厳しい禁止地域の基準を適用します。 壁面④は許可地域に掲出しているため、許可地域(第1 種地域)の基準を適用します。

なお、①~③の広告物は禁止地域に掲出しているため、 表示面積の合計を 15 ㎡以内とする必要があります。

Q18 管理用広告物は許可申請が必要ですか

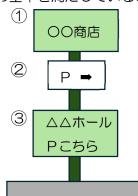
答 管理用広告物は条例第8条第2項第2号(適用除外)により、許可申請が不要です。 ただし、企業名や店舗名等の管理用の内容以外の意匠が板面の20%を超える場合、または管理 用広告物の大きさが5㎡を超える場合は、一般広告物となり、許可申請が必要です。

【許可申請の要否の具体例】



Q19 野立広告物において、同じポールに自家用広告物と管理用広告物の2種類の広告物を掲出する場合、2種類とも許可申請が必要ですか

答 同じポールに 2 種類の広告物が混在していたとしても、管理用広告物については管理用広告物の基準を満たしているのであれば、許可申請は不要です。



【具体例】

- ①は一般広告物であり、許可申請が必要です。
- ②は表示する内容が管理用であり、大きさが5 m以下であるため、許可申請は不要です。
- ③は管理用の内容と管理用以外の内容の両方が表示されており、 管理用以外の内容が板面の20%を超えているため、許可申請 が必要です。

Q20 野立広告物の表面が宣伝内容、裏面が注意喚起内容である場合、両面の許可申請が必要ですか

答 表面が宣伝内容、裏面が注意喚起内容等の管理用である場合、表面のみ許可申請が必要です。 裏面は管理用広告物に該当するため、許可申請が不要です。

ただし、管理用広告物に該当したとしても、店名等の管理用に該当しない表示内容が板面の 20%を超えると許可申請が必要です。

Q21 許可申請が不要となる屋外広告物はありますか

答 大津市屋外広告物条例第8条に許可申請が不要(適用除外)となる屋外広告物について規定しています。

Q22 適用除外となる屋外広告物の例を教えてください

- 答 以下①~⑩が代表的なものです。それ以外のものについては、大津市屋外広告物条例第8条(適用除外)または大津市屋外広告物ガイドラインP21~23「適用除外について」を参照ください。
 - ①他の法令の規定により表示するもの
 - ②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
 - ③自家用広告物で表示面積の合計が10㎡以内(禁止地域にあっては5㎡以内)もの
 - ④自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示するもの(管理用広告物)
 - ⑤祭礼等のため、一時的に表示するもの
 - ⑥講演会や音楽会などの催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示するもの
 - ⑦広告物を設置した日から 14 日以内に撤去するもの
 - ⑧車両や船舶等、移動するものに表示するもの
 - ⑨国または地方公共団体が表示するもの
 - ⑩公共的団体が公共的目的をもって表示するもの

Q23 適用除外のうち、他の法令の規定により表示する屋外広告物とはどのようなものですか

答 他の法令の規定により表示する屋外広告物の代表的な例は以下のとおりです。

同一板面内に、他法令に規定された内容のみ表記されている場合は適用除外となりますが、

同一板面内に、規定されたもの以外を表記している場合は、適用除外となりません。

ただし、規定されたもの以外の表記のうち、例外として、表示者名、住所、電話番号等の問合せ 先や管理に関するものの表示は適用除外とします。

①「史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等」

根拠法令:文化財保護法第115条第1項

②「保存樹又は保存樹林を表示する標識」

根拠法令:都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第4条

③「道路標識」

根拠法令: 道路法第 24 条の 3、第 45 条第 1 項、第 47 条の 15 第 1 項 道路法第 48 条の 11 第 2 項

④「一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示」

根拠法令:建築基準法第89条第1項

⑤「建設工事の現場に掲げる標識」

根拠法令:建設業法第40条

- ⑥「緑地保全地域、特別緑地保全地区、地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域の標識」 根拠法令:都市緑地法第7第1項、第13条、第21条
- ⑦「牛産緑地地区の標識」

根拠法令:生產緑地法第6条第1項

⑧「ガソリンスタンドにおけるセルフ、ハイオク、レギュラー、軽油、灯油」

根拠法令: 危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1項、第5項

- ※「セルフ」については、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所、「ハイオク、レギュラー、軽油、灯油」については、固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺箇所に表示されているものに限る。
- ⑨「路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上であるものの共用時間及び駐車料金の額」

根拠法令:駐車場法施行令第11条 駐車場法第11条、第12条

⑩ 「出力 20kW以上の再生可能エネルギー発電事業に係る事項について記載した標識 (屋根に設けるものは除く)」

Q24 適用除外となる屋外広告物も基準を満たす必要がありますか

答 適用除外となる屋外広告物であっても、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害の 防止の観点から、条例、規則、ガイドラインで定める基準を満たすようにしてください。 また、全ての広告物は大津市屋外広告物条例第3条(禁止広告物)や第17条(管理義務)の規 定が適用されますので、適用除外となる屋外広告物であっても当課から指示、指導があった際 には従うようにしてください。

Q25 公共的団体とはどのような団体を指しますか

- 答 公共的団体とは、次の3つのいずれかに該当する団体を指します。
 - ①自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体
 - ②日本赤十字社
 - ③共同募金会その他社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。)を行うことを目的とする団体

Q26 公共的団体が掲出する屋外広告物は全て適用除外となりますか

答 公共的団体が掲出するもののうち、公共的目的をもって表示されるものについては適用除外と なります。

公共的目的をもって表示されるものとは、表示面に公共的団体名や所有する施設名が含まれる ものや、公共的団体が所有する敷地内に掲出されているもので自家用のもの、公共的団体が主体となって実施している事業内容が表示されているもの等です。

ただし、社会福祉事業を実施する公共的団体で、複数の事業を実施している場合の公共的目的をもって表示される広告物となるのは、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に関連するものに限られます。

上記に該当したとしても、表示内容によっては、公共的目的をもって表示されるものに該当しない場合もございます。

Q27 自治会が、自治会の区域内で掲出する広告物は自家用広告物に該当し、適用除外となりますか

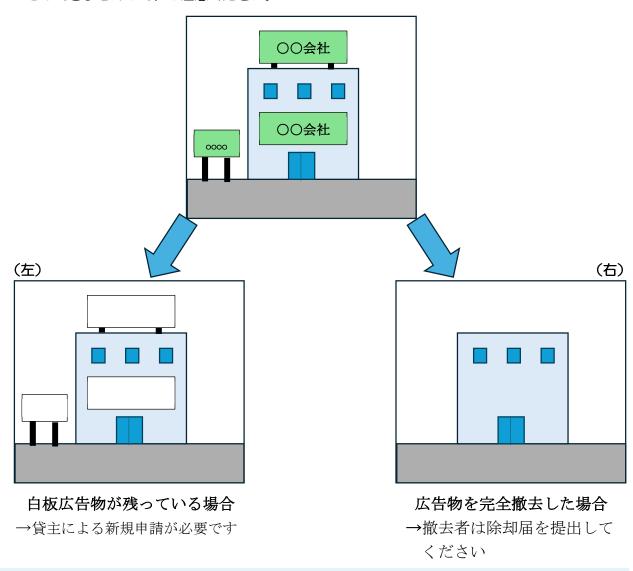
答 自治会区域内の公園や電柱、ガードパイプ等の公共物に広告物を掲出する場合は、非自家用広告物とみなします。非自家用広告物であるため、表示面積の大小に限らず届出が必要です。公共物以外のもの(一般住宅の塀等)に広告物を掲出する場合は自家用広告物となりますので、自治会の区域内において、掲出しようとしている広告物全ての表示面積を合計し、禁止地域であれば 5 ㎡を超える場合、許可地域であれば 10 ㎡を超える場合は届出が必要です。

Q28 テナントを退去することになり看板を白地にしましたが、今後は許可申請が不要ですか

答 看板を白地にしたとしても、下図(左)のように屋外広告物(掲出物件)が残っている状態では、引き続き屋外広告物の許可申請が必要です。

下図(右)のように、全ての屋外広告物を撤去し、市に屋外広告物除却届(別記様式第8号)を提出いただいた時点で許可は不要です。

貸しテナントのため屋外広告物の完全撤去ができない場合は、貸主当人から新規で屋外広告物 許可申請書を提出していただいた後でないと、現申請者からの屋外広告物除却届を受付するこ とができませんので、ご注意ください。



Q29 ガラス面の内側から外に向けて広告物を表示する場合、許可申請が必要ですか

答 ガラス面の内側は屋内であることから、当該広告物は屋外広告物に該当しません。そのため、 許可申請は不要です。

なお、ガラス扉が付いた掲示板などは掲出物件に該当するため、掲示板の板面全体(表示できる面積全て)が許可申請対象となります。ガラスの内側に広告物を掲出しているか、いないかは申請の要否に関係ありません。

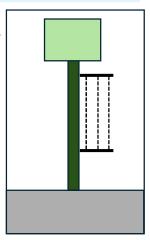
Q30 建築物の壁面に懸垂幕を取り付ける枠を固定し、掲出する広告物は壁面広告物に該当しますか

答 壁面に懸垂幕を取り付ける枠を固定し掲出するものについては、強固かつ耐久性のある広告物であることから壁面広告物となり、許可期間は3年です。

専門の取付け器具が無く、ひもや縄等で広告物を括り付ける場合は、軟弱かつ耐久性のない広告物であることから広告幕となり、許可期間は2か月です。

Q31 懸垂幕は取り外しましたが、懸垂幕の取付器具が残っています。許可申請は必要ですか

答 懸垂幕の取付器具が残っている場合は、懸垂幕の掲出の有無にかかわらず、 懸垂幕が表示可能な面積について、許可申請が必要です。 取付器具を撤去した場合は、許可申請は不要です。



Q32 のぼり旗や立看板も許可申請が必要ですか

答 のぼり旗や立看板も許可申請が必要です。表示面積の合計や広告物の種類等によりますが、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」に該当するものは、条例で定める許可を受ける必要があります。

Q33 絵画や写真、彫刻、立像、モニュメント等は屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか

答 屋外広告物の定義である「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」に該当するのであれば、屋外広告物となります。ただし、屋外広告物となりうるかどうかは、当該広告物を掲出する上で、一定の観念、イメージ等が表示されている必要があります。

「一定の観念、イメージ等が表示されている」とは、<u>当該広告物の表示内容と表示者の事業内容とに関係性がある場合や当該物件に所有者に関する名称等が表示されている場合</u>のいずれかに該当する場合を指します。これらに該当する場合、屋外広告物となります。

なお、店頭で販売している商品は定着性が無いため、屋外広告物となりません。

【屋外広告物となるか、ならないかの具体例】

〇おもちゃ屋に置いてあるゲームキャラクターの銅像 (屋外広告物となります)

×おもちゃ屋に置いてある二宮金次郎の銅像 (屋外広告物となりません)

Q34 電飾スタンド看板等は屋外広告物のどの種類に該当しますか

答 お店の前に掲出する電飾スタンド等については、当該広告物の素材・構造が強固かつ耐久性のあるものであれば野立広告物となり、許可期間は3年です。当該広告物の素材・構造が軟弱で耐久性がないものであれば立看板となり、許可期間は6ヵ月です。

Q35 EV充電スタンドに関する表示は管理用広告物に該当し、許可申請は不要ですか

答 EV充電スタンドに関する表示は管理用広告物には該当しません。許可申請が必要です。

Q36 ビルやマンション等の建物や施設の名称は管理用広告物に該当し、許可申請は不要ですか

答 建物や施設の名称は管理用広告物には該当しません。許可申請が必要です。

Q37 コーポレートカラーは屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか

答 企業等のコーポレートカラーや商品・ブランド、イベント等のイメージカラーは、屋外広告物に該当するため、許可申請が必要です。

そのため、個々の広告物の基準及びマンセル値の規制を守って掲出してください。

コーポレートカラーだからといって、高彩度色の使用は認められませんのでご注意ください。

Q39 自動販売機に商品名や企業名を表示する場合は許可申請が必要ですか

答 自動販売機に表示する商品名や企業名は公衆に対して表示されているものであるため、屋外広 告物に該当し許可申請が必要です。自動販売機のみならず、精米機や証明写真等の機械につい ても同様の扱いとなります。

ただし、下記の全てに該当する場合に限って、許可申請が必要です。

- ・許可地域にあっては同一敷地内において 10 ㎡を超える場合 または、禁止地域にあっては同一敷地内において 5 ㎡を超える場合
- 周辺道路等の公共空間から容易に確認できる位置や大きさである場合

Q40 ガソリンスタンドのキャノピーのように、屋根部の下に広告物を掲出する場合、許可申請が 必要ですか

答 ガソリンスタンドのキャノピー、バスの待合所、ビルや店舗の軒下などこれらに類するもので 屋根の下に掲出する広告物のうち、公衆に対して表示(不特定多数の公衆に対して表示されて おり、周辺道路等の公共空間から容易に確認できる位置や大きさ)されているものは、景観に 影響を及ぼすことから許可申請が必要です。

Q41 駅の構内や地下道で、広告物を掲出する場合、許可申請が必要ですか

答 駅の構内や地下道などは、不特定多数の公衆が利用できる空間でありますが、四方が壁面で囲まれていないことから屋内とは言い切れない空間です。しかし、この空間で掲出される広告物は景観に影響を及ぼさないことから、屋外広告物として規制する必要が無いため、許可申請は不要です。

Q42 高速道路のサービスエリアやパーキングエリア内にある広告物は許可申請が必要ですか

答 高速道路のサービスエリアやパーキングエリアは特定の者しか利用できない空間であることから、許可申請は不要です。ただし、周辺一般道路等から容易に確認できる位置や大きさである ものは許可申請が必要です。

Q43 ホームセンター等の大型駐車場内に掲出する広告物は許可申請が必要ですか

答 当該広告物が、周辺道路等の公共空間から容易に確認できる位置や大きさであるものは許可申 請が必要です。

Q44 プロジェクターで壁面に投影されるものは屋外広告物に該当し、許可申請が必要ですか

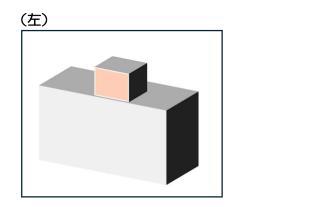
答 建物壁面等に投影され、一定の観念やイメージを伝達するもので、一定時間表示されるもので あれば屋外広告物に該当し、許可申請が必要です。

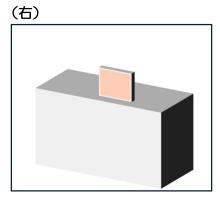
広告物の面積算定について

Q45 屋上に広告物を掲出しました。該当する屋外広告物の種類と面積算定方法を教えてください

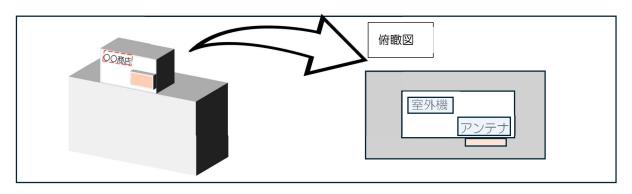
答 下図(左)のように、屋上に広告物を表示する目的で掲出した広告塔については、屋上広告物となり、表示可能な面積全て(東西南北の4面)が申請対象となります。

下図(右)のように、屋上に広告物を表示する目的で掲出した広告板については、屋上広告物となり、表示可能な面積 全て(表裏の2面)が申請対象となります。



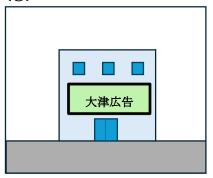


下図のように、室外機やアンテナ等の目隠しとして設置する囲い(フェンス等)に広告物を掲出する場合は、壁面広告物となり、表示している部分(文字部分や広告板)のみが申請対象となります。



Q46 建物壁面に広告物を掲出しました。面積算定方法を教えてください

答 (①)



左図(①)のように、建物壁面等に広告板やシート等(掲出物件)を貼り付けた場合は、文字やデザインの有無にかかわらず、掲出物件全体(黄緑色部分)の面積が算定対象となります。

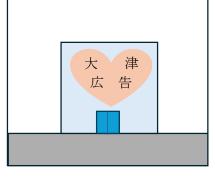
(2)



左図(②)のように、建物壁面等に文字や図等を直に表示した場合は、表示した文字等を囲む(黒点線で囲む部分)面積が算定対象となります。

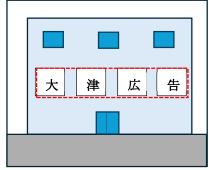
建物壁面等に間隔を空けて文字等を直に表示している場合 は、間隔部分も含め表示した文字等を囲む(赤点線で囲む部 分)面積が算定対象となります。

(3)



左図(③)のように、壁面に直に表示する広告物の下地の色 や材質がその他の壁面と異なる場合は、下地部分も面積の算 定対象となります。

<u>(4)</u>



左図(④)のように、広告板が複数に分かれていますが、 4つの広告板で1つの意味をなす広告物である場合は、 間隔部分を含めた意味をなす範囲全て(赤点線で囲む部分) の面積が算定対象となります。

Q47 ガラス壁面にシートを貼付けた場合の許可申請の要否について教えてください

答 ガラス壁面にシートを貼付けた場合の許可申請の要否については、以下の表のとおりです。

【許可申請要否整理表】

シートの貼付方法	用途	許可申請の要否
シート(内貼り)	目隠し	内貼りのため、不要
シート(内貼り)	宣伝	内貼りのため、不要
シート (外貼り)	目隠し	目隠しは一定の観念やイメージ等を伝達
		しないため、不要
シート (外貼り)	宣伝	宣伝は一定の観念やイメージ等を伝達す
		るため、必要
シート (外貼り)	模様(縞模様や波線、水玉模様)	一定の観念やイメージ等を伝達しないた
		め、不要
シート(外貼り)	模様(コーポレートカラー等)	特定のお店をイメージするため、必要

【補足】

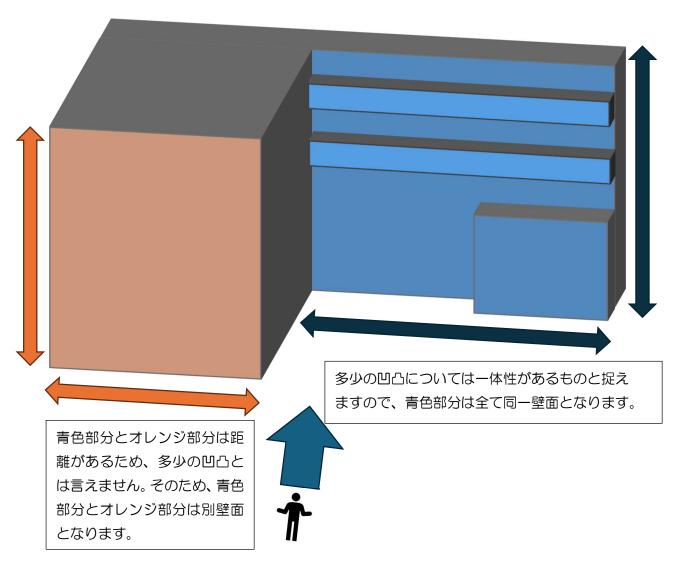
ガラス壁面に広告物としてシートを外貼りしている場合は、シート全面が許可申請対象となります。 目隠し用シートの上に広告物等を掲出している場合は、目隠し用シートであってもシート全体を広 告物とみなしますので、許可申請が必要です。

また、縞模様や波線、水玉模様などは一定の観念やイメージ等を伝達しないものであるため、許可 申請は不要です。

ただし、コーポレートカラーはお店のイメージを伝達するものとみなしますので、許可申請が必要です。

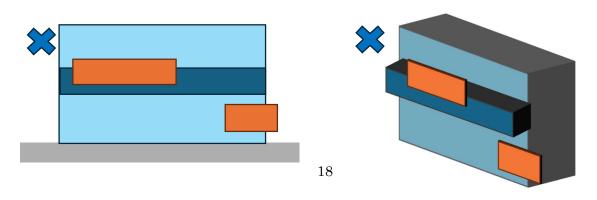
Q48 表示可能な面積を算定する上での、同一壁面の考え方を教えてください

答 同一壁面とは、一体性があるもので、正対する方向から見える垂直投影面積の全面を指します。 (多少の凹凸については一体性があるものと捉えます)



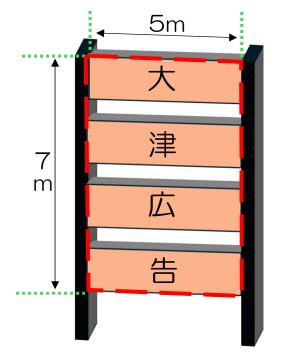
なお、壁面広告物の掲出にあたっては、壁面内で壁に密着するよう掲出してください。 下記のように、壁面外にはみ出た広告物は基準違反となりますので認められません。

【基準違反の具体例(壁面外にはみ出て掲出している例)】



Q49 野立広告物を掲出しました。面積算定方法を教えてください(パターン 1)

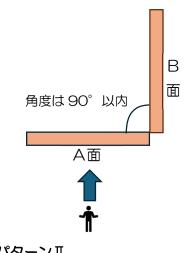
答 (1)複数で1つの意味をなす広告物の算定例



左図(1)のように、広告板が複数に分かれていますが、4つの広告板で1つの意味をなす広告物である場合は、間隔部分を含めた意味をなす範囲全て(赤点線で囲む部分)の面積が算定対象となります。

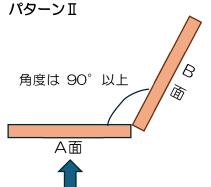
(②) 一方向から見た表示面積の算定例

パターン I



左図 (パターン I) のように、

A面とB面の角度が 90°以内だと、A面に正対する位置からB面は見ることができないため、一方向から見た面積合計はA面だけの面積となる。

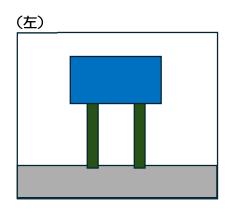


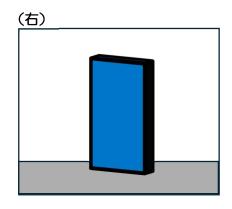
左図(パターンⅡ)のように、

A面とB面の角度が 90°以上だと、A面に正対する位置からB面を見ることができるため、一方向から見た面積合計はA面とB面を足した面積となる。

Q50 野立広告物を掲出しました。面積算定方法を教えてください(パターン2)

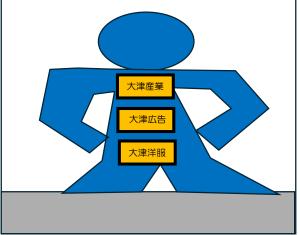
答 野立広告物のうち、広告板や広告塔は掲出物件であるため、表示できる面全てが面積算定対象となります。下図(左、右)は青色部分が面積算定対象となります。(裏面にも表示できる面があれば算定対象となります)





下図のように、掲出物件全体が一定の観念やイメージを伝達する場合、広告板部分(オレンジ色部分)はもちろん、野立広告物の柱部分(青色部分)も広告物とみなし、面積算定対象となりませ

す。



Q51 表示面が4面ある広告塔で、1面が建物壁面と隣接しており、表示内容が見えません。見えない面も面積算定に含まれますか

答 広告塔は掲出物件であることから、表示できる面積全てが規制対象となりますが、公衆道路等から見えない面は表示できる面とはいえないため、面積算定に含みません。 ただし、見える面は白地であっても面積算定に含みます。

Q52 立体的な広告物はどうやって面積算定したらいいですか

答 立体的な広告物の面積算定については、目視できる面の面積を算定することとなります。 複雑な造形物で面積算定が困難な場合は、単純な形に近似して面積を算定するようにしてくだ さい。

その他事務手続き

Q53 既存の広告物に加えて、新たに広告物を掲出する場合の許可期間はどうなりますか

答 屋外広告物の申請にあたっては、同一敷地内に、同一事業者が広告物を掲出する場合は、原則 1 つの申請書にまとめて申請していただく必要があります。

そのため、新たに広告物を掲出する場合は、既に許可を受けている申請の許可期間終了日に合わせていただき、次回更新時に既存の申請と統合してください。

【具体例】

既存の申請A 物件数5(許可期間R7.2.1~R10.1.31)許可期間3年 新規の申請B 物件数1(許可期間R7.9.1~R10.1.31)許可期間2年5か月 →更新時にAとBを統合し、1申請とする。

- Q54 許可を受けた広告物のうち、1 つを変更したいです。どのような手続きが必要ですか。また、 その場合の許可期間はどうなりますか。
- 答 許可を受けた広告物のうち、1つを変更する場合は、対象の広告物の除却届を提出した上で、 新規許可申請が必要です。

屋外広告物の申請にあたっては、同一敷地内に、同一事業者が広告物を掲出する場合は、原則 1 つの申請書にまとめて申請していただく必要があるため、許可期間終了日は既に許可を受けている申請に合わせていただき、次回更新時に既存の申請と統合してください。

【具体例】

既存の申請A 物件数5(許可期間R7.2.1~R10.1.31)許可期間3年変更の申請B 物件数1(許可期間R7.9.1~R10.1.31)許可期間2年5か月→更新時にAとBを統合し、1申請とする。

ただし、許可を受けた全ての広告物を変更する場合は、**変更**許可申請してください。この場合、 除却届の提出は不要です。

- Q55 切り替えられる広告物(掲示板等)の中身や数字等を変更する場合、変更申請が必要ですか
- 答 掲示板等の中身や価格表示板等の数字を変更する場合、軽微な変更に該当するため変更申請は 不要です。

Q56 デジタルサイネージを表示しようと考えています。基準を教えてください

答 デジタルサイネージに係る個別基準はありません。そのため、最も類似する広告物の基準が適 用されます。(野立や壁面、屋上、突出広告物、案内図板規制等の基準)

なお、デジタルサイネージにおける広告意匠の入れ替えは変更申請が不要ですが、入れ替えた 新しい意匠については、掲出場所に応じた規制内容を守ってください。

また、継続申請時に現時点で表示している意匠内容全てを再審査しますので、全ての意匠を添付した上で申請してください。

Q57 屋外広告物の許可申請以外に必要な手続きはありますか

答 代表的な手続き例は以下のとおりです。

	2 0	
手続きが必要な事項	必要な手続き内容	問合せ先
高さが4mを超える工作物(屋上・突出・ 野立広告物)を新設する場合	工作物確認	市都市計画部建築指導課
道路上または道路上空に 広告物を新設する場合	道路占用許可	市道:市 建設部 路政課 県道:大津土木事務所 国道:滋賀国道事務所
道路上で工事等の作業を行う場合	道路使用許可	所管警察署
眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、高さが地上から31mを超える屋上広告物を新設する場合	大津市景観計画区域内行 為(行為変更)届出(通 知)書(工作物の建築等)	市都市計画部都市計画課都市景観係
風致地区内で高さが 1.5mを超える工作物(野立広告物)を新設する場合	風致地区内行為の許可	市 都市計画部 都市計画課 都市景観係
地区計画内で広告物を新設する場合	地区計画の区域内に おける行為の届出書	市 都市計画部 都市計画課 都市計画係
伝統的建造物群保存地区内で工作物の新設または、既設のもので改修等を行う場合	保存地区内における行為 の届出	市市民部文化財保護課
歴史的風土保存地区及び歴史的風土特別 保存地区内で工作物の新設または、既設の もので改修等を行う場合	保存地区内のおける行為の届出	市都市計画部都市計画課都市景観係
自然公園区域内で工作物の新設、既設のも ので改修等を行う場合	自然公園における行為許 可申請及び行為の届出	県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 自然公園・企画係

Q58 市内に広告物を掲出する際、どの業者に依頼したら良いですか

答本市で屋外広告物を掲出する場合の工事施工者は、本市に業登録している業者でなければなりません。ただし、業者の営業所の所在地が市内である必要はありません。 本市に登録のある業者については、市HPにて公開しています。

大津市屋外広告物Q&A

令和 7年11月1日 策定

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL (077) -528-2956

URL http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035

/1303/g/okugaikokoku/index.html

E-mail otsu1303@city.otsu.lg.jp